

○芦屋市／打出／芦屋／共有山入山規則

平成25年3月29日

規則第8号

芦屋市／打出／芦屋／共有山入山取締規則（昭和15年芦屋市規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市／打出／芦屋／財産区の山林（以下「共有山」という。）への入山に関し必要な事項を定めるものとする。

（禁止事項）

第2条 共有山に入山する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災発生のおそれのある行為をすること。
- (2) 山林保護等のために設置する標識を移転させること。
- (3) 立竹若しくは立木を伐採し、若しくは損傷し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更すること。
- (4) 立竹及び立木の植栽地に立ち入ること。

（行為の許可）

第3条 治山工事、立木竹の保護その他の理由により、前条第2号から第4号までに掲げる行為を行おうとする者は、市長に申請し、許可を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、許可の可否を決定し、許可したときは、許可書を交付するものとする。

3 市長は、前項の許可に当たっては、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条の表に規定する芦屋市／打出／芦屋／財産区共有財産管理委員会（以下「管理委員会」という。）の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により承認を得る時間的余裕がないときは、管理委員会委員長の意見を聴いた上、許可の可否を決定することができるものとする。

4 市長は、前項ただし書の規定により第2項の許可をしたときは、当該許可後に開かれる管理委員会において、その旨報告するものとする。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理委員会の意見を聴き、別に

市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。